

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（二件）	（共同企画社会推進課）	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	（同）	二
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第一号漁業者）	（農林水産経営支援課）	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）	（同）	四
○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正	（同）	四
○天災による特別被害地域の指定	（同）	四
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	五
○道路の区域変更	（道路課）	五
○道路の供用開始	（同）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（廃棄物対策課）	五
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（教育庁高校教育課）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（企業局）	八
選挙管理委員会		

告 示

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示
公安委員会 八

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施
正 誤 八

○宮城県公報第二二七三号中
○宮城県公報第二二八二号中

○宮城県告示第五百九十九号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十三年八月二十六日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Myaagi International Support Organisation
（MISO）
CROCKER JULIAN CARL
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 塩竈市石堂三番十四号

二 主たる事務所の所在地 この法人は、東日本大震災によって被害を受けた在日外国人が勤務する教育機関や保育園、英会話教室に対して、復旧支援に関する事業を行い、外国語教育の普及、国際人の育成に寄与することを目的とする。

三 定款に記載された目的 平成二十三年八月一日

四 申請のあった年月日 平成二十三年八月一日

○宮城県告示第六百号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 気仙沼復興商店街

一 代表者の氏名 村上 力男

二 主たる事務所の所在地 気仙沼市浜見山一番十六号

三 定款に記載された目的 この法人は、東日本大震災で被害を受けた気仙沼市の、未来に続く活

気あふれる商店街の復興と、豊かな市民生活の復興に寄与する事を目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年八月四日

○宮城県告示第六百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定

によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
広域介護サービス気仙沼	気仙沼市松川前百二十一番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	平成二十三年八月一日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
生活環境支援センター有株式会社	栗原市志波姫沼崎原八十二・一	生活環境支援センター有株式会社	気仙沼市上西側百五十六番地	平成二十三年四月二日
階上フランチ・デイサービスセンター	気仙沼市長磯船原六十六番地	社会福祉法人キングス・ガーデン宮城	気仙沼市岩月星谷六十四番三	平成二十三年七月十五日

三 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームコスモス松島	宮城郡松島町磯崎字長田八十番二百二十二	コスモスケア株式会社	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東四丁目十三番八号	平成二十三年七月一日

四 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
広域介護サービス気仙沼	気仙沼市松川前百二十一番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	平成二十三年八月二日
階上フランチ・デイサービスセンター	気仙沼市長磯船原六十六番地	社会福祉法人キングス・ガーデン宮城	気仙沼市岩月星谷六十四番三	平成二十三年七月十五日

○宮城県告示第六百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定

によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
特定非営利活動法人友愛さくら訪問介護事業所	和風園（居宅介護支援事業を行う事業所の名称）	なごみな（居宅介護支援事業を行う事業所の名称）	黒川郡大和町小野字前沢一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	特定非営利活動法人友愛さくら	柴田郡柴田町船岡東三丁目一番六号西條荘	柴田郡柴田町船岡東二丁目六番三十号おおのビルツジ一〇一号室
事業所の名称	事業所の名称	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の名称	開設者の所在地	開設者の所在地
介護老人保健施設長山	介護老人保健施設長山	医療法人海邦会介護老人保健施設長山	石巻市広瀨字長山二百番地	医療法人海邦会	石垣市字平得西原百三十五番地五	登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二
事業所の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	開設者の所在地	開設者の所在地
アサヤ介護センター	アサヤ介護センター松川事業所	広域介護サービス気仙沼	気仙沼市松川前百二十一番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	株式会社宮城登米広域介護サービス	株式会社宮城登米広域介護サービス	株式会社宮城登米広域介護サービス
事業所の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の名称	開設者の名称	開設者の名称
気仙沼市港町五百六番地の三	株式会社宮城登米広域介護サービス	訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援事業、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	介護サービスの種類	平成二十三年七月三十一日	平成二十三年七月三十一日	平成二十三年七月三十一日	平成二十三年七月三十一日
事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	介護サービスの種類	廃止年月日	廃止年月日	廃止年月日	廃止年月日

○宮城県告示第六百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
アサヤ介護センター	気仙沼市港町五百六番地の三	株式会社宮城登米広域介護サービス	訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援事業、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成二十三年七月三十一日

○宮城県告示第六百四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において

準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	石巻市、女川町、東松島市及び塩釜市区域（宮城県沖合及び沖合底びき網漁業協同組合の地区）
区分	総トン数五十トン以上の漁船により底びき網を使用して行う漁業
届出年月日	平成二十三年八月十七日
発起人の住所及び氏名	石巻市湊町一丁目六、二十三株式会社鈴木漁業塩釜市新浜町一丁目十七、二十九小玉漁業有限公司
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十九号）第六条に規定する漁業
特定第一号漁業者数	十人

○宮城県告示第六百五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	宮城県第三加入区
区域	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づき漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の松島支所の地区のうち松島の区域
届出年月日	平成二十三年八月十七日
発起人の住所及び氏名	宮城県松島町松島字町内百三十四、一蜂谷雅美宮城県松島町松島字大田十五、三十五松樹俊一
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十九号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	十四人

業災害補償法に基づき漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の松島支所の地区のうち磯崎の区域	宮城県松島町磯崎字磯崎十六 裕志	令第二百九十九号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業
---	------------------	-----------------------------

○宮城県告示第六百六号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十三年八月二十六日から施行する。
平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第一号に掲げる漁業の表中

石巻市、女川町、東松島市及び塩釜市区域（宮城県沖合及び沖合底びき網漁業協同組合の地区）	総トン数50トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業
石巻市、女川町、東松島市及び塩釜市区域（宮城県沖合及び沖合底びき網漁業協同組合の地区）	総トン数50トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業
石巻市、女川町、塩釜市及び名取市区域（宮城県小型機船底びき網漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業
石巻市、女川町、塩釜市及び名取市区域（宮城県小型機船底びき網漁業協同組合の地区）	総トン数20トン以上50トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業

改める。

○宮城県告示第六百七号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第一条第五項第一号及び平成二十三年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令（平成二十三年政令第百一号）第三条の規定により、特別被害地域を平成二十三年八月十七日次のとおり指定した。

平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名 旧市町村名

仙台市 仙台市

○宮城県告示第六百八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年八月十九日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
旭化学工業株式会社 小野 徳一	仙台市太白区東中田五丁目十一・二十五	般・特・二十 号 第四百四十七	一部廃業 一般建設業 土木工業業	平成二十三年 七月二十八日
センダイ空調株式会社 乾 亨	仙台市若林区卸町二丁目十一	般・特・十八 号 二千三百六十二	一部廃業 消防施設工業業	平成二十三年 七月二十七日
株式会社東北機水 渡辺 俊明	仙台市若林区六丁の目南町五・三十七	般・二十一 号 七千九百五十三	一部廃業 一般建設業 塗装工業業 防水工業業	平成二十三年 七月二十六日
株式会社宮城 口トサービス 高橋 菊代	仙台市青葉区芋沢字中原2	般・二十 号 一万六千八百八十一	全部廃業 一般建設業 とび・土工工業業	平成二十三年 七月二十九日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 北上津山線

三 道路の区域

変更の区間 石巻市北上町女川字中原一五番一地从先から 同市北上町女川字幼無番地先まで	変更の前後の敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）		備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前A	前B	後A	後B	
	五・八・九	一三・〇	五・八・九	一三・〇	
	六一六・三	七七四・四	六一六・三	七七四・四	

○宮城県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	北上津山線	石巻市北上町女川字南五番地先から 同市北上町女川字館一番三地从先まで 石巻市北上町女川字中原一五番一地从先から 同市北上町女川字幼無番地先まで	平成二十三年 八月二十九日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十三年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理(その一)業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年六月二十九日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 セイホク物流株式会社 石巻市重吉町一番地

五 契約金額 四億千八百八十六万五千四百六十六円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の

二 第二項第五号該当

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年八月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 - 名取市田高字南二十八番一、十九番一、十九番三、二十番一、二十七番一及び六百九十三番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 - 仙台市宮城野区榴岡四丁目十一番一
 - 安井 友春

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年八月二十六日

- 一 入札に付する事項
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 購入物品及び数量 A重油(JIS一種二号) 二百キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十三年十月五日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十三年十一月 二百キロリットル 平成二十四年二月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団(以下

「暴力団」という。暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていることを認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していることを認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該数量以上の同物品を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年九月九日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 伊藤 康弘 電話〇二二・二二一・三六二一）

2 入札説明書の交付期限

平成二十三年九月九日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年九月九日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十三年九月十三日午前九時から平成二十三年九月二十一日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十三年九月二十一日午後五時まで
 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十三年九月二十二日午前十時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 210 Kiloliters
- 2 Deadline for Delivery : October 5, 2011
- 3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : September 21, 2011, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Yasuhiko Ito, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, TEL: 022-211-3621

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年八月二十六日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ポリ塩化アルミニウム(単価契約)
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十三年七月十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三幸化学薬品株式会社 仙台市若林区荒井字大場伝七番地の十四
- 五 落札金額 三万六千三百円(一トン当たり)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十三年五月三十一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年八月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一「R 仙台病院」の項中「同 市青葉区五橋一丁目三番一号」を「同 市青葉区五橋一丁目一番五号」に、守病院の項中「守病院」を「医療法人社団健守会守病院」に改める。

別表第一登米市立よねやま病院の項を削る。

別表第一の二財団法人仙台市医療センター老人保健施設茂庭台豊齡ホームの項中「財団法人仙台市医療センター老人保健施設茂庭台豊齡ホーム」を「公益財団法人仙台市医療センター介護老人保健施設茂庭台豊齡ホーム」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年八月二十六日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第75号

警備業法(昭和47年法律第117号、以下「法」という。)第22条第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成23年8月26日

宮城県公安委員会委員長 檜 山 公 夫

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)

法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)

(2) 実施期間

平成23年10月12日(水)から同月21日(金)までの土・日曜日を除く8日間

講習区分	実施日										計
	12日 (水)	13日 (木)	14日 (金)	17日 (月)	18日 (火)	19日 (水)	20日 (木)	21日 (金)			
新規取得講習	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7日間
追加取得講習				○	○		○	○			3日間
											2日間

○は講習実施日

<p>(3) 講習時間</p> <p>ア 新規取得講習（3号業務）</p> <p>10月12日から18日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午前9時30分から午後0時20分までとし、21日は午前9時20分から修了考査を実施する。</p> <p>イ 新規取得講習（4号業務）</p> <p>10月12日から14日及び19日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午前9時30分から午後3時50分までとし、21日は午前9時20分から修了考査を実施する。</p> <p>ウ 追加取得講習（3号業務）</p> <p>10月17日及び18日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午後4時から修了考査を実施する。</p> <p>エ 追加取得講習（4号業務）</p> <p>10月19日は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了考査を実施する。</p>	<p>委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申込日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1) - ア～オのいずれかに該当するもの</p> <p>5 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間</p> <p>平成23年9月7日（水）から平成23年9月21日（水）までの土・日曜日・祝日を除く10日間（毎日午前9時から午後5時まで）</p> <p>なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先</p> <p>気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く宮城県内の各警察署生活安全課</p> <p>なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通</p> <p>(7) 前記4 - (1) - アに該当する者</p> <p>最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(4) 前記4 - (1) - イに該当する者</p> <p>1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(4) 前記4 - (1) - ウに該当する者</p> <p>2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当</p>
<p>ロ 講習時間</p> <p>新規取得講習（3号業務）</p> <p>10月12日から18日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午前9時30分から午後0時20分までとし、21日は午前9時20分から修了考査を実施する。</p> <p>イ 新規取得講習（4号業務）</p> <p>10月12日から14日及び19日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午前9時30分から午後3時50分までとし、21日は午前9時20分から修了考査を実施する。</p> <p>ウ 追加取得講習（3号業務）</p> <p>10月17日及び18日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午後4時から修了考査を実施する。</p> <p>エ 追加取得講習（4号業務）</p> <p>10月19日は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了考査を実施する。</p> <p>2 実施場所</p> <p>仙台市泉区天神沢1丁目4番11号</p> <p>社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受付人員</p> <p>新規講習10人、追加講習5人。ただし申込み多数の場合、2つの講習を合わせて最大40人まで受け付ける。</p> <p>4 受講対象者</p> <p>(1) 新規取得講習</p> <p>受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 最近5年間に当該警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安</p>	<p>委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申込日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1) - ア～オのいずれかに該当するもの</p> <p>5 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間</p> <p>平成23年9月7日（水）から平成23年9月21日（水）までの土・日曜日・祝日を除く10日間（毎日午前9時から午後5時まで）</p> <p>なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先</p> <p>気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く宮城県内の各警察署生活安全課</p> <p>なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通</p> <p>(7) 前記4 - (1) - アに該当する者</p> <p>最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(4) 前記4 - (1) - イに該当する者</p> <p>1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(4) 前記4 - (1) - ウに該当する者</p> <p>2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当</p>

該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(イ) 前記4-(1)-エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(ロ) 前記4-(1)-オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課

(電話番号022-221-7171 内線3184・3185)

正 誤

○宮城県公報第2223号(平成二十三年七月十五日付け)中

ページ 段 行

正

一九 下

一一

株式等譲渡所得割

株式譲渡所得割

誤

○宮城県公報第2218号(平成二十三年八月十九日付け)中

ページ 段 行

正

一 下

五

平成二十三年三月十一日

平成二十三年三月三十一日

誤

一 下

七

株式等譲渡所得割

株式譲渡所得割